

財務課税務係からのお知らせ

①住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）が拡充されます

適用対象

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に住宅等を取得して実際に住み始めた場合

適用期間

13年間（3年間延長）

※所得税から控除しきれない額を、個人適用期間住民税から控除する期間も3年間延長となります。

控除限度額

①1～10年目 → 住宅ローン年末残高の1%

限度額：一般住宅40万円

長期優良認定住宅50万円

②11年目～13年目 → 以下のいずれか少ない金額

・建物購入価格の2/3%

・住宅ローン年末残高の1%

（限度額：建物購入価格の2%の範囲）

②ふるさと納税制度が見直しされます

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめている団体については、ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除部分）の対象外にすることができるよう、一定の基準に基づき総務大臣が指定することとなります。

※2019年6月時点で対象外の指定を受けている地方自治体は以下の団体となります。

ア. 大阪府泉佐野市 イ. 佐賀県みやき町

ウ. 静岡県小山町 エ. 和歌山県高野町

オ. 東京都

※23区および都下の市区町村は対象となります。

上記の団体へ令和元年6月1日以降に寄附を行った場合、寄附金税額控除のうち寄附金税額控除の特例控除額および申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を受けることができなくなります。

ただし、所得税の控除及び住民税の寄附金税額控除（基本控除部分のみ）については、現行通りとなります。

☎ お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 68-7002（係直通）

町内の一部区域が新たに土砂災害警戒区域に指定

「がけ崩れ、土石流、地すべり」の土砂災害から生命を守るため、土砂災害防止法に基づき、次の区域が新たに土砂災害警戒区域に指定されました。

指定区域名	所在	自然現象の種類	指定月日
II-52-0190 平の沢川	羽幌町字平	土石流	R1.12.3

※指定区域周辺の土地所有者には、個別に周知しています。



町内における土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域 【通称：イエローゾーン】 23カ所（うち天売6カ所、焼尻9カ所）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、災害情報の伝達や円滑な避難誘導等、警戒避難体制の整備を図る区域です。

土砂災害特別警戒区域 【通称：レッドゾーン】 13カ所（うち天売3カ所、焼尻5カ所）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、既存住宅の移転勧告などの対策を行う区域です。

※指定区域の詳細な図面等は町ホームページ、役場総務課及び留萌振興局（留萌建設管理部）で確認ができます。

☎ お問い合わせ 総務課総務係 ☎ 62-1211（代表）